

## スーパー工業士キャリア支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、スーパー工業士キャリア支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、AI やIoTをはじめとする先端技術に対する知識やデータサイエンスの素養を持ち、次世代のものづくり人材となることが期待されるスーパー工業士（「スーパー工業士認定制度実施要綱（令和4年7月12日施行）」第1条）のキャリア形成を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄の区分に基づき、第2欄の者が支出した同表第3欄の経費について、予算の範囲内でスーパー工業士1人あたり1回を上限として本補助金を交付する。  
2 本補助金の額は、別表第4欄の額を上限とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、スーパー工業士として認定された日(以下「認定日」という。)から翌年2月末日、または認定日の翌年度4月から2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書は様式第1号によるものとし、申請書に添付すべき同条第1項に掲げる書類は、別表第5欄に掲げる書類とする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた後、審査を開始した日から、20日以内に行うものとする。  
2 本補助金の交付決定通知は様式第2号によるものとする。

### (実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第1号の提出をもって、報告があったものとみなす。

### (雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

区分	内容
1 補助事業	本補助金の対象となる事業は、第2欄に掲げる者が行う取組であって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。 (1) AI 関連の検定・資格試験の受検(以下「検定・資格試験」という。)*1 (2) スーパー工業士認定プログラム(以下「認定プログラム」という。)に関連した分野への進学 (3) 認定プログラムに関連した分野のセミナー等への参加 *本制度は、スーパー工業士のキャリア形成や挑戦を支援する制度であるため、補助金交付にあたり受検(験)の成否は問わない。ただし、本制度の効果検証の根拠のひとつとしていくため、申請書に受検(験)結果を記載すること。
2 補助対象者	スーパー工業士の認定を得た者で、認定プログラムで学んだことを活かして、自身の一層の成長に向けて AI 関連の検定・資格試験等に取り組んだ者
3 補助対象経費	認定日から1年を経過する日の属する年度の2月末日までに支出した、第1欄に掲げる取組に伴う次の経費 (1) 受検料等(検定・資格試験の受検料、入学検定料・入学金、セミナー等参加料) (2) 教材等購入費(検定・資格試験の学習やセミナー等受講に必要な書籍類) (3) 宿泊・交通費(受検(験)、セミナー参加に伴うもの) (4) パーソナルコンピュータ購入費(付属機器・ソフトウェア含む。)(※2) (5) その他スーパー工業士としてのキャリア形成に必要であると知事が認めるもの(※3)
4 補助率及び上限額	補助率:10/10 上限額:150,000円
5 申請書(様式第1号)添付書類	補助対象経費の領収書、スーパー工業士認定証の写し

※1:AI関連の検定・資格試験の考え方

- ・(独)情報処理推進機構、(一社)日本ディープラーニング協会、その他のデジタル・AI関連や製造業関連の団体・企業が主催する検定、認定資格とし、以下に例示する検定・資格、またはそれに準ずるものをいう。
- ・この例示以外にも、スーパー工業士認定プログラム受講をきっかけに自身の成長に向けて学習した、同認定プログラムに関連する検定や認定資格も対象とする。

【例示】

必要スキル・知識	関連する検定・資格の例
AI・ディープラーニングの基礎知識や理論、活用方法に関するもの	G 検定、E 資格 等
プログラミングに関するもの	Python3エンジニア認定基礎、C 言語プログラミング能力認定、Oracle Certified Java Programmer, Bronze SE/Silver SE11 等
ネットワーク、データベースに関するもの	ORACLE MASTER、Linux 認定 等
IoT、AI 実装に関するもの	AI 実装検定、IoT 検定、IoT システム検定 各種 AWS 認定試験、Oracle OCU 認定、PaaS 認定 等
画像処理に関するもの	画像処理エンジニア検定 等
データ分析に関するもの	データベーススペシャリスト試験 データベース分析実務スキル検定(CBAS) 等
ITの基礎に関するもの	情報技術検定2級以上、パソコン利用技術者検定2級以上 ITパスポート、基本情報処理技術者試験 等

※2:学習に必要なパーソナルコンピュータ購入費については、検定・資格試験、入学試験、セミナー参加に必要な学習を行うために前もって購入しているかなどを審査する。

※3:「スーパー工業士としてのキャリア形成に必要であると知事が認めるもの」については事前に問い合わせること。

鳥取県知事 ○○○○ 様

申請者

住所(自宅)

氏名(スーパー工業士本人)

(在籍・出身校名: )

## スーパー工業士キャリア支援補助金交付申請書兼振込依頼書

スーパー工業士キャリア支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付される補助金は、下記3に記載する振込先に振り込んでください。

## 記

1 補助事業: 申請する区分をチェックしてください。

(1) AI 関連の検定・資格試験の受検 … (2) スーパー工業士認定プログラムに関連した分野への進学 … (3) スーパー工業士認定プログラムに関連した分野のセミナー等への参加 … 2 補助申請額:  (⑥と15万円のいずれか低い額)

(1) 補助対象経費の算出

対象経費の区分	対象経費の額
①受検料等(検定・資格試験の受検料、入学検定料・入学金、セミナー等参加料)	円
②教材等購入費(検定・資格試験の学習やセミナー等受講に必要な書籍類)	円
③宿泊・交通費(受検(験)、セミナー参加に伴うもの)	円
④パーソナルコンピュータ購入費(付属機器・ソフトウェア含む)	円
⑤その他スーパー工業士としてのキャリア形成に必要であると知事が認めるもの	円
合計⑥=①+②+③+④+⑤	円

※各経費の領収書を貼った別紙、及びスーパー工業士認定証の写しを本書に添付してください。

(2) 受検/受験の結果

・検定・資格、入学試験に合格した場合は、右をチェックしてください。 

・検定・資格受検で本申請時点で結果が出ていない場合は、結果判明時期を記入してください。( 月 日頃)

3 補助金の振込先

金融機関名	○○○○銀行(銀行コード: ○○○○ )	
本支店名	○○○○支店(本支店コード: ○○○○ )	
口座種別(いずれかに○)	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	
名義人の電話番号		

※口座番号、名義など記載誤りがないか確認してください。支払に支障が生じた際の緊急連絡先(電話番号)を記載してください。

4 他の助成金活用についての確認欄

今回申請する費用は、他の助成金に申請していません。(☑をつけてください。)

申請者確認欄

 無

(別紙) 領収書添付様式

申請者氏名: ○○○○

① 受検料等(検定・資格試験の受検料、入学検定料・入学金、セミナー等参加料)

※本人が受検(受験)した、受検料を支払ったことがわかる領収書等を添付すること

② 教材等購入費(検定・資格試験の学習やセミナー等受講に必要な書籍類)

③ 宿泊・交通費(受検(験)、セミナー参加に伴うもの)

④ パーソナルコンピュータ購入費(付属機器・ソフトウェア含む)

⑤ その他スーパー工業士としてのキャリア形成に必要であると知事が認めるもの

〇〇〇〇様

鳥取県知事 〇〇〇〇

スーパー工業士キャリア支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

〇年〇月〇日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあったスーパー工業士キャリア支援補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「スーパー工業士キャリア支援補助金」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金〇〇〇〇円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。